

性犯罪に関わる刑法改正を求める意見書

児童・生徒の性暴力被害者やその保護者に寄り添い支援するにあたり、子どもを被害者にも加害者にもさせないためには、現在の性犯罪に関わる刑法では不十分と考えられるため、さらなる法的な整備を行う必要がある。

被害に遭った児童・生徒やその保護者は、その子自身の回復のため、また、保護者が安心して子どもを学校に行かせるため、性犯罪に関わる刑法のさらなる整備を望んでいる。

2017年には、「強姦罪」を「強姦性交等罪」とし、法定刑の下限を懲役3年から5年に引き上げ、被害者や加害者の性別をなくすなど、性犯罪の厳罰化を盛り込んだ刑法改正が行われた。

また、被害者の告訴が必要となる親告罪の削除、監護者わいせつ罪、監護者性交等罪の新設などで、18歳未満の近親者から被害に遭っても逃げられない被害者が救済される画期的な改正となった。

さらに改正の目的を実現するため、政府及び最高裁判所に格段の配慮を求める付帯決議が衆参両議院で採択され、3年後の見直しが附則として決議された。

しかし、改正後も、性暴力被害者の法的救済がより推進されているとは実感できていない。被害に遭った児童・生徒やその保護者が、警察に被害届を受理してもらうことは困難を極めている。そのため、児童・生徒やその保護者が性犯罪を訴えやすい法整備が必要である。

2020年は、改正3年後の見直しを行う年であるため、性暴力被害者の実態に即した「性犯罪に関わる刑法の更なる改正」が望まれている。

よって狛江市議会は政府等に対し、性犯罪に関わる刑法において下記事項の改正を強く求めるものである。

記

- 1 強姦性交等罪における暴行・脅迫要件、心神喪失・抗拒不能の要件を撤廃

し、相手からの「不同意」のみを要件として性犯罪が成立するように改正すること。

- 2 性交同意年齢を引き上げること。
- 3 地位関係性を利用した性行為の罰則規定を拡大すること。(監護者性交等罪の拡大)
- 4 公訴時効を撤廃もしくは停止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年(2020年)10月8日

東京都狛江市議会

令和2年10月8日原案可決

内閣総理大臣
法務大臣
総務大臣
厚生労働大臣様
国家公安委員会委員長
衆議院議長
参議院議長